

長船荘在宅介護支援センター運営規程

(目的)

第1条 長船荘在宅介護支援センターは介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し、努めるものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、利用者に提供されるサービスが特定の事業者に不当に記することのない様、公正、中立に行うものとする。

(事業所の名称)

第3条 本事業所の名称は、次の通りとする。

長船荘在宅介護支援センター（以下「事業所」という）と称する。

(事業所の設置)

第4条 本事業所の所在地は、次の通りとする。

岡山県瀬戸内市長船町服部 1141 番地に事務所を設置する。

(実施主体)

第5条 本事業の実施主体は、次の通りとする。

社会福祉法人岡山千鳥福祉会とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. 管理者 ・ ・ ・ 1 人（常勤兼務）
2. 介護支援専門員 ・ ・ ・ 3 人以上（常勤2人以上、常勤兼務1人以上）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日より1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
(ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。)

(居宅介護支援提供方法)

第8条 居宅介護支援の提供方法は、次の通りとする。

1. 利用者の相談を受ける場合は、事業所の第1・第2相談室等とする。

2. 使用する課題分析表の種類は、居宅サービスガイドライン等とする。
3. サービス担当者会議の開催場所は、事業所の第1・第2相談室等とする。
4. 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、月1回とする。
5. 介護支援専門員は身分を証明する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくは、その家族から求められたときは、これを提示するものとする。
6. 居宅介護支援の提供を求められたときには、利用者の被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区別と要介護認定等の有効期間を確かめる。
7. 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
8. 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。
9. 要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくは、その家族の意思を尊重して医療保険サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し被保険者の承認を得て総合的、効果的に行いサービス提供の手続きを行う。
10. 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
 - (イ) 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示にしたがわないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (ロ) 偽りとその他不正の行為によって、保険給付を受け又は受けようとしたとき。
 - (ハ) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該市町村に通知する。

(居宅介護支援の内容)

第9条 居宅介護支援の内容は次の通りとする。

1. 居宅介護サービスの作成

[居宅介護サービス計画の担当配置]

(イ) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

[利用者等への情報提供]

(ロ) 居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。

[利用者の実態把握]

(ハ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有しているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点をあきらかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

[居宅介護サービス計画の原案作成]

(ニ) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望ならびに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して提供されるサービスの目標達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

[担当者会議]

(ホ) 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を主催し当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求める者とする。

[利用者の同意]

(へ) 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

3. サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

4. 介護保険施設の紹介等

(イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第10条 利用料その他の費用の額は、次の通りとする。

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとする。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う、指定居宅介護支援に要した交通費は、実施地域を越えてから路程 1km あたり 12 円を実費として徴収する。
- (3) 前項の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して、事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名（記名、押印）を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第 11 条 通常の事業実施地域は、次の通りとする。

瀬戸内市・備前市・岡山市の区域とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第 12 条 長船荘在宅介護支援センターは、毎月当該市町村に対し居宅介護サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等の内、法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。

2. 長船荘在宅介護支援センターは、居宅サービス計画に位置付けられている基準当該居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費又は支援に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提供しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等書類交付)

第 13 条 利用者が他の居宅介護支援事業の利用を希望する場合、その他利用者からの申出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(秘密保持)

第 14 条 長船荘在宅介護支援センターの介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。又、職員ではなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨、職員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び従業員への周知徹底
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 従業員に対する定期的な虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 四 上記措置の適切な実施に関する担当者の選定

2 事業者は、指定居宅介護支援事業の提供に当たり、当該従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 長船荘在宅介護支援センターの会計は、他の会計と区別し毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の会計期間とする。

- 2 長船荘在宅介護支援センターの運営規程の概要、介護支援専門員、その他の勤務体制サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 3 介護支援専門員は、利用者に対し特定の存在サービス事業者等によるサービス利用の共用又は、当該事業者からその対策として金品、その場その場の財産上の利益を受けてはならない。
- 4 長船荘在宅介護支援センターには、設備・備品・職員・会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の居宅介護支援の提供に関する記録を整備すると共にその完結の日から 5 ヶ年保存する。
- 5 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

附 則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。